

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島水産高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

生徒・保護者・地域の皆さまから信頼される学校を確立するために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校教職員全員の共通理解のもと、ここに「宇和島水産高等学校学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 目的

安全・安心な学校を作ることは、我々教職員の責務である。近年、いじめによる自殺がマスコミに取り上げられ、多くの人の関心がいじめ問題に及ぶようになったが、それまでのいじめに対する考え方・対応の仕方は、各教職員の経験に頼っており指針がなかった。そこで、「誰もが安心して自信を持って自由に生きる権利」を保障するために、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期の適切な対応・解決のため、以下の点に於いて指針を示し、教職員の注意を喚起するものである。

3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは犯罪。被害者を死へ追いやることもある。
- (2) いじめは人間として絶対に許されない。
- (3) いじめは、いじめる側が悪い。
- (4) いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある。
- (5) いじめの未然防止のため、「よい環境づくり」と「早期発見」が大切である。
- (6) はやし立てたり、見て見ぬ振りすることは、いじめを肯定する行為である。
- (7) ネットいじめも犯罪行為である。

4 教職員の行動方針

- (1) 教職員自らが人権意識の高揚に努め、正邪を分かち判断力を磨く。
- (2) すべての生徒が持っている、安心して自信を持って、自由に生きる権利を保障する。
- (3) アカウンタビリティ（説明の義務と責任）を自覚し、常に正しい指導とは何か探求する。

5 いじめ防止の指導体制

- (1) 未然防止のためには、「いじめを許さない安全・安心な学校づくりを目指す」ことを機会あるごとに示すようにする。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」が指導体制づくりといじめ事案への対応を主になって行う。
- (3) 問題事案への対応については、外部機関のチェックを受ける。


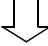
6 いじめへの対応

未然防止

日常の指導体制

教育委員会

愛媛県いじめ問題対策本部会議

相談・報告   指導・助言

学校

管理職

- ・いじめを許さない安全・安心な学校づくりを目指すことを宣言する
- ・学校の方針を生徒・教職員へあらゆる機会を通じて浸透させる

宇水高 いじめ問題対策委員会

- ・いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・校内研修の企画立案と実施
- ・要配慮生徒への支援方針の立案や情報の共有

教職員の行動指針

- ・教職員自らが人権意識の高揚に努め、正邪を分かち判断力を磨く。
- ・すべての生徒が持っている、安心して自信を持って、自由に生きる権利を保障する。
- ・アカウントビリティー（説明の義務と責任）を自覚し、常に正しい指導とは何か探求する

環境づくり と **早期発見** で未然にいじめを防止する！

- ・環境が変われば、人が変わる。いじめを許さない環境づくりに努めよう。
- ・時宜を得た一針は九針の手間を省く。問題を抱えている生徒の発見に努めよう。

緊急対策

いじめ事案への対応の仕方

いじめの情報・訴え



宇水高 いじめ問題対策委員会 <即時にチームで対応する>

- ・いじめの事実関係を把握する
- ・対応を検討する
- ・指導方針と指導経過、指導結果について外部機関のチェックを受ける

相談・報告 ↑ ↓ 指導・助言

宇水高 評議委員会

教育委員会 愛媛県いじめ問題対策本部会議

- ・被害者の安全確保を優先すること。
- ・被害者と加害者に握手をさせ、仲直りさせるような喧嘩両成敗的な指導はしないこと。
- ・被害者の側に転校させるなどの不利益が及ばないようにすること。
- ・社会から隠蔽と言われないように情報を公開し、説明責任を果たすこと。

いじめた生徒への対応

- ・いじめの事実と自分の非を認めさせ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・再発防止のための生徒指導

いじめられた生徒への対応

- ・安全確保と継続的援助を行う。
- ・どう改善して欲しいかの意見を聞く等、今後の対策について共に考える。

6 重大事態への対応

(1) 第三者委員会の設置

(2) 指導が十分な成果を上げることが困難である場合は、警察等とも連携して対応する。